平成２３年（フ）第６６５号
岡山県倉敷市児島下の町９丁目12番キ10号
プチパール四番浜202号室
債務者　松田みどり（旧姓茶谷）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　演甫
4　破産債権の届出期間　平成24年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
福岡県直方市大字上新入1591番地１
債務者　島本　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第５５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1012号
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２号
愛知県安城市三河安城本町１丁目32番地８
エステートＮＯＢ603、旧住所愛知県安城市安城町宮前55番地12　サンシティ安城502
債務者　佐藤　正訓
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田乾太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
茨城県ひたちなか市大字中根3600番地369
債務者　鹿志村久史
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　拓朗
4　破産債権の届出期間　平成24年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
愛知県岩倉市西市町西市４番地　レオパレスＳＡＩＣＨＩ201号
債務者　三村　博樹
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　重俊
4　破産債権の届出期間　平成24年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３６９号
青森市大字浦町字奥野69番地25　友栄ビル10号
債務者　福士　満子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
宮城県多賀城市八幡４―８―13　レジデンス柏201号、住民票上の住所青森県五所川原市大字田川字薮里146番地21
債務者　三上　　修
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
鹿児島県指宿市山川岡児ケ水1324番地２
債務者　森　　良二（旧姓森永）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩本将司
4　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第５９号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地40　ソルフィエスタ羽鳥Ｂ103
債務者　伊藤　信一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田部　亘
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３０８号
名古屋市名東区高針１丁目1711番地サンハイツ幸楽502号室、住民票上の住所愛知県犬山市大字犬山字南古券42番地２
債務者　伊藤　一喜
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　真二
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０１号
北九州市門司区東本町１丁目５番27号
債務者　森本　達男
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　知子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３２７号
名古屋市港区正徳町１丁目19番地　宝正徳公園ハイツ1003号
債務者　所　　進
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　孝充
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
茨城県取手市西２丁目２番Ｇ―1001号
債務者　三橋　　聡
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相澤　　寛
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係